令和８年11月１日

入札参加者　各位

御所市企画政策部管財課

建設工事の入札に係る工事費内訳書の取り扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、工事費内訳書について「材料費、労務費及び当該工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために必要な経費として国土交通省令で定めるもののその他当該工事の施工のために必要な経費」を記載することが義務化されました。

つきましては、本市建設工事の入札においても下記のとおり対応することをお知らせいたします。

記

1.記入必須となる項目

材料費、労務費、法定福利費（事業主負担額)、安全衛生経費、建設業退職金共済契約掛金

2.適応時期

令和８年12月１日以降に公告又は通知する建設工事から実施

以上